

中央区公式フェイスブック運用要領

(目的)

第1条 この要領は、中央区（以下、「区」という）がフェイスブック（Facebook）の公式フェイスブックページ（以下、「公式ページ」という）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 公式ページ 中央区が設置・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページ
- (2) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名
- (3) シェア 自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を他のアカウントと共有することができる機能
- (4) 「いいね」機能 他アカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体は中央区とし、アカウントの管理、情報の発信は企画部広報課が行う。

- 2 公式ページを運営するに当たって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は、企画部広報課長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新に係る事務を行う。
- 3 ユーザー名は、tokyochuo.city とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 企画部広報課は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてフェイスブックのユーザー名を、区ホームページ上に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 企画部広報課は、この運用要領で定めるアカウントの運営主体及び発信する内容、発信方法等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 中央区の公式ホームページで区民等に情報提供したもの
 - (2) 地震・事故等による災害情報や、大雨・暴風などの気象情報
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区民にとって有益であると企画部広報課長が認めるもの
- (他のフェイスブックページへのコメント等)

第7条 公式ページは、情報提供の手段として運用するため、原則として、区が発信する情報のみを掲載する。区以外のフェイスブックページやアカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメントへの返信コメントも行わない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして企画部広報課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能の使用)

第8条 公式ページでは、区政情報の発信に必要とされる機能のみを使用し、区以外のフェイスブックページやアカウントに関するシェア及び「いいね」機能等は使用しない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして企画部広報課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(中央区ホームページとのリンク)

第9条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として中央区ホームページのみとする。ただし、公式ページ運用の目的に照らして企画部広報課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(投稿の削除)

第10条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、企画部広報課は予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
 - (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
 - (4) 著作権、商標権、肖像権など、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
 - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
 - (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
 - (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
 - (10) 有害なプログラム等
 - (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
 - (12) その他、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク
- (その他)

第11条 その他、この運用要領の実施について必要な事項は、企画部広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。